外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である椎津泰彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月二十五日

東京都渋谷区神宮前二丁目一二番二号ステージ神宮前ⅡＢ一Ｆ

FenderAsiaPacificCorporation

日本における代表者　椎津　泰彦

限定承認公告

本籍宮城県仙台市宮城野区五輪二丁目一番、最後の住所宮城県多賀城市八幡字六貫田二七九番地多賀城ウエストＢ一〇九

被相続人　亡　伊藤　茂昭

右被相続人は平成二十六年七月三十一日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月十七日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

仙台市青葉区大町二丁目五番一〇号御譜代町ビル二〇三杉山法律事務所

限定承認者佐藤彩

右代理人弁護士　杉山　茂雅

限定承認公告

本籍群馬県太田市熊野町九番地、最後の住所群馬県太田市鳥山上町一五八一番地

被相続人　亡　赤石　達野

右被相続人は平成二十六年七月三十一日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月十二日前橋家庭裁判所太田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

埼玉県入間市三ツ木台一五四―二

相続財産管理人　鈴木久美子

限定承認公告

本籍新潟県五泉市本町六丁目四九二二番地、最後の住所新潟県五泉市本町六丁目一番五号

被相続人　亡　笹川　皚

右被相続人は平成二十六年六月二十一日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月十一日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

新潟県新潟市秋葉区荻島二―一九―一九

相続財産管理人　笹川ユリ子

限定承認公告

本籍長野県長野市篠ノ井御幣川一〇五三番地一〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　幸男

右被相続人は平成二十六年八月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月四日長野家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

山梨県甲府市蓬沢一丁目二二―三八

限定承認者　佐藤健一郎

株式交換公告

当社（甲）は、東郷運輸株式会社（乙、住所愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字杉ノ木一六番地一）を完全子会社とする株式交換を行うことにいたしましたので公告します。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年九月三十日

掲載頁　一五三頁（号外第二一七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月二十八日

掲載頁　八十五頁（号外第二三八号）

平成二十六年十一月二十五日

愛知県愛知郡東郷町大字春木字蛭池一番地

株式会社東郷製作所

代表取締役　相羽　繁生

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年十一月二十五日

東京都千代田区大手町二丁目二番二号

野村キャピタル・インベストメント株式会社

取締役社長　飯山　俊康

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年十二月二十六日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年十一月二十五日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目六番七号トレンド丸の内五〇一号室

株式会社名古屋都市開発

代表取締役　石黒　博章

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十八億五千百七十万円（ただし、A号優先資本金につき金十四億五千四百三十五万円、B号優先資本金につき金十三億九千七百三十五万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年十月十日付官報の号外第二二六号九十一頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

オスタラ・メディカル・ワン特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十七億七千万円（ただし、A号優先資本金につき金八億六千七百三十万円、B号優先資本金につき金九億二百七十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年十月十日付官報の号外第二二六号九十二頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

オスタラ・メディカル・スリー特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三十四億四千八百万円（ただし、A号優先資本金につき金十七億五千八百五十万円、B号優先資本金につき金十六億八千九百五十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年十月一日付官報の号外第二一八号六十二頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

オスタラ・メディカル・フォー特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十億三千八百万円（ただし、A号優先資本金につき金十億三千九百四十万円、B号優先資本金につき金九億九千八百六十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年十月十日付官報の号外第二二六号九十一頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

オスタラ・メディカル・ファイブ特定目的会社

取締役　中村　博康